第 3716 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年 3月 12日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ e-TAXの特徴

Q：e-TAXで申告をすると、どんなメリットがあるのですか？

A：5,000円の税額控除の適用が受けられるほか、添付書類の提出を省略することなどのメリットがあります。

【解説】

国税庁では、e-TAXによる申告が50%になることを目指して現在、積極的に推進しています。

e-TAXによる申告には、次のようなメリットがあります。

①5,000円の税額控除

申告期限内にe-TAXによる所得税の確定申告をしますと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。

ただし、この場合には、本人の電子署名及び電子証明書が必要で、平成19年分の確定申告でこの適用を受けた人には適用がありません。

②添付書類の省略

e-TAXで確定申告を行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信すれば、提出又は提示を省略することが認められます。

ただし、申告期限から３年間は書類の提出又は提示を求められることがありますので、保管しておく必要があります。

③還付の処理が早い

e-TAXで還付申告したものは、早期に処理がされ、３週間程度で還付になります。